

聖カタリナ大学大学院学則

- 第1章 総 則
- 第2章 組 織
- 第3章 職員組織
- 第4章 学年、学期、授業日数及び休業日
- 第5章 入学、休学、退学、除籍等
- 第6章 入学検定料、入学金、授業料等
- 第7章 授業科目および単位
- 第8章 履修方法および課程修了
- 第9章 課程修了の認定および学位の称号
- 第10章 科目等履修生及び外国人留学生
- 第11章 共同研究及び受託研究
- 第12章 公開講座
- 第13章 賞 罰
- 第14章 雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 聖カタリナ大学大学院（以下「本大学院」という。）は、カトリック精神に基づく人格教育を基盤として、精深な学識を授けるとともに、専攻分野における研究能力及び高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 前条の目的および使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、本大学院において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について社会に公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業、研究指導の内容及びこれらの方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(研修の機会等)

第2条の3 本大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(前条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする。

第2章 組 織

(研究科、専攻)

第3条 本大学院に、修士課程として看護学研究科看護学専攻を置く。

(研究科専攻の目的)

第4条 看護学研究科看護学専攻は、療養支援看護学分野及び特定実践支援看護学分野の教育研究を通して、多職種との連携・協働の視点を踏まえ、保健・医療・福祉を繋ぐキーパーソンとして地域包括ケアシステムの構築に寄与できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

(学生定員)

第5条 入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科・専攻	入学定員	収容定員
看護学研究科看護学専攻	5名	10名

(標準修業年限及び在学年限)

第6条

- 2 修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 3 修士課程の在学年限は4年を超えることはできない。

(長期履修生)

第7条 学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を、長期履修生として認めることがある。

- 2 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(学長)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(職員)

第9条 本大学院の職員は、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員とし、聖カタリナ大学の職員をもって充てる。

(研究科委員会)

第10条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第11条 本大学院の研究科に研究科長をおき、研究科に関する校務をつかさどる。

2 研究科長は、研究科担当の教授のうちから学長が指名し、研究科委員会の委員長となる。

3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(指導教員)

第12条 本大学院における授業および研究指導は、主として本大学院および聖カタリナ大学（以下「本学」という。）の教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授および講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第4章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学年)

第13条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月 1日から 9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は前項の期間を変更することができる。

(授業日数)

第15条 1年間の授業を行う期間は、定期試験を含め35週にわたるとともに、各学期の授業日数は15週にわたることを原則とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日（4月29日）

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月21日から1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要であると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 入学、休学、退学、除籍等

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

(7) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等の学力があると認められた者

(入学の出願)

第19条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書及びその他の必要書類に入学検定料を添えて所定の期間に学長あてに願出するものとする。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第21条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに入学納付金を納めなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の入学手続を終えた者について入学を許可する。

(保証人)

第23条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

(異動手続)

第24条 本人及び保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第25条 学生が病気その他やむを得ない理由により2ヶ月以上修学することができないときは、診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願出で、休学することができる。

(休学の期間)

第26条 休学の期間は、学年の終りまでとし、通算して2年を超えることはできない。

2 休学期間は、第6条の修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第28条 学生が退学しようとするときは、詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を得なければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(再入学)

第29条 本大学院に1年以上在学して退学した者が、退学後2年以内に再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転学・転入学)

第30条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 他の大学院から転入を希望する者については、試験のうえ、これを許可することがある。

(留学)

第31条 学生が、外国の大学院に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。

(留学期間)

第32条 前条による留学の期間は別に定める。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第26条に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

第34条 長期履修生については、前条第1項第2号の規定は適用しない。

第6章 入学検定料、入学金、授業料等

(諸納付金)

第35条 本大学院の入学検定料、入学金および授業料の額は別表第2のとおりとする。

2 前項の諸納付金の納入に関する規程は別に定める。

(納入期日)

第36条 前条第1項に定める諸納付金は次の各号に定めるとおり納付しなければならない。

(1) 入学検定料は入学願書提出のとき、納入するものとする。

(2) 入学金は入学手続きのとき、納入するものとする。

(3) 授業料は、前学期および後学期の2回に分けて次の期日までに納入するものとする。

ただし、納付期限の日が休日（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律で規定する日）の場合については、その前日を納付期限とする。

前学期 4月20日

後学期 10月20日

(休学中の授業料等)

第37条 1学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

2 長期履修生が休学する場合は別に定める。

3 退学する者または退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

(返還)

第38条 既納の入学検定料および入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

2 既納の授業料等は、入学手続きにおける授業料等で当該年度の始まる前日の3月31日まで（当日が休日に当たるときは休日の前日まで）に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

(奨学金)

第39条 学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第7章 授業科目および単位

(教育の方法)

第40条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前2項の授業は外国において履修させることができる。

(教育方法の特例)

第41条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目の編成等)

第42条 本大学院に開設する授業科目の編成、単位数等は別表第1のとおりとする。

第8章 履修方法および課程修了

(修了要件)

第43条 看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件を次のとおりとする。

本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することを修了要件とする。

(在学期間の短縮)

第44条 前条の在学期間の定めにかかわらず入学前に他の大学院等において修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得が本大学院の教育課程の一部を履修したと認められるときに限り、修得期間等を勘案の上、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。

(単位の計算方法)

第45条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が

定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

(単位の授与)

第46条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験は履修した授業科目について、筆記、口述および論文等の方法によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第47条 学生に対して、授業および研究指導の方法・内容並びに一年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価および修了の認定に当っては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験等の評価)

第48条 試験等の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 前項の合格の評価は秀、優、良、可の4段階をもって表示する。

3 単位の修得および試験に関する規程は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第49条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第50条 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前条及び前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、20単位を超えないものとする。

ただし、第49条及び第50条のいずれにあっても、認定できる単位は、その授業科目が本大学院の教育課程に即したものであることを要する。

(他の大学院等における研究指導)

第51条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等とあらかじめ協議の上、当該の大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。

2 本大学院の学生が前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第9章 課程修了の認定および学位の称号

(課程修了の認定)

第52条 本大学院に2年(第44条の規定により入学したものについては、同条により定められた在学すべき年数)以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じた修士論文の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第53条 学長は、前条の規定により修了を認定した者に対し、修士(看護学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める本大学院学位規程によるものとする。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第54条 学長は本大学院において特定の授業科目につき履修を希望し、その授業科目の単位の修得を希望する者があるときは、在学生の学修に支障のない場合に限り審査のうえ、科目等履修生として修学を許可することがある。

2 科目等履修生にかかる事項は本学則第55条、56条、58条に定めるものの他、別に定める。

(修了試験)

第55条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受験することができる。

(単位の認定および証書等)

第56条 科目等履修生が履修した授業科目の修了試験を受験し、これに合格したときには、本大学院の定めるところにより単位の認定を受け、単位習得証明書の授与を受けることができる。

2 科目等履修生としての在籍年数は、正規の課程における在籍年数として認定することはできない。

(外国人留学生)

第57条 外国籍を有する者で留学のため本大学院に入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、本大学院学則の学生に関する規定を準用する。

(学則の準用)

第58条 科目等履修生に対しては第2章、第6章ないし、第7章および第8章を除き、本学則を準用する。

第11章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第59条 教員は、本大学院の学術研究に資するため、研究科委員会の承認を得て、共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第60条 学長は、必要があると認めるときは、本大学院に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第61条 次の各号の一に該当する者は、大学院研究科委員会の議を経てこれを表彰することがある。

- (1) 学業成績および人物が特に優秀な者
- (2) 他の学生の模範とすべき篤行のある者

(懲戒)

第62条 学長は本学大学院学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、これを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

(退学処分)

第63条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本大学院の建学の精神および学則、諸規程、教育方針もしくは誓約書の記載事項に反し、または学生の本分にもとる行為のあった者

(5) 停学または訓告にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

第14章 雑則

第64条 この規程に定めるもののほか、本大学院の管理及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 本学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

別表第1 看護学研究科看護学専攻 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
共通科目	地域医療保健特論	2			
	看護情報活用特論	2			
	医療社会学特論		1		
	キリスト教人間学特論	1			
	カウンセリング特論		1		
	看護理論特論	2			
	看護倫理学特論		1		
	看護マネジメント特論		1		
	看護研究方法特論	2			
保健医療統計学特論		2			
合計	10 科目	9	6		
専門科目	療養支援看護学分野	難病看護学特論		1	
		エンドオブライフケア特論		1	
		老年・在宅看護学特論		2	
		老年・在宅看護方法特論		2	
		精神看護学特論		2	
		精神看護方法特論		2	
	特定実践支援看護学分野	がん看護学特論		1	
		成人看護学特論		2	
		成人看護方法特論		2	
		成育看護学特論		2	
		成育看護方法特論		2	
		地域・公衆衛生看護学特論		2	
		地域・公衆衛生看護方法特論		2	
合計	13 科目		23		
研究・演習科目	特別研究Ⅰ	4			
	特別研究Ⅱ	4			
	専門演習	3			
合計	3 科目	11			
総計	26 科目	20	29		

別表第2

入学検定料・入学金・授業料

看護学研究科看護学専攻 修士課程

	1年次	2年次	納入期日・備考
入学検定料	35,000		入学願書提出のとき
入学金	200,000		入学手続きのとき
授業料	500,000	500,000	1年次、2年次とも年2回（4月・10月）に分割納入とする。

(単位：円)

【特記】

入学金を特別に免除できるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学と連携協力に関する協定書を交わしている施設に勤務するものが入学するとき
- (2) 本学看護学科の実習施設に勤務するものが入学するとき
- (3) 看護師養成学校で教鞭を執っているものが入学するとき
- (4) 本学卒業生（卒業見込みの者を含む）

聖カタリナ大学大学院研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、聖カタリナ大学大学院学則第10条の規定に基づき、聖カタリナ大学大学院研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 研究科長
- （2） 研究科専任の教授、准教授、講師及び助教

（審議事項）

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- （1） 学生の入学、課程の修了に関すること。
- （2） 学位の授与に関すること。
- （3） 学生の異動及び身分並びに表彰に関すること。
- （4） 大学院の教育課程の編成に関すること。
- （5） 大学院の自己点検・評価に関すること。
- （6） 大学院学則及び大学院諸規程の制定及び改廃に関すること。
- （7） 大学院教員の人事に関すること。
- （8） その他大学院の教育研究に関する重要なこと。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議）

第4条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときには、あらかじめ研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

3 委員会は、原則として、毎月1回開催するものとする。

4 研究科長は、構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に委員会を招集しなければならない。

(定足数及び議決方法)

第5条 委員会は、構成員（休職及び育児休業中の者を除く。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。ただし、議決には加わらない。

(議事録)

第7条 委員会に、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記録しなければならない。また、議事録の要旨を次回開催の委員会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部局が担当する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。